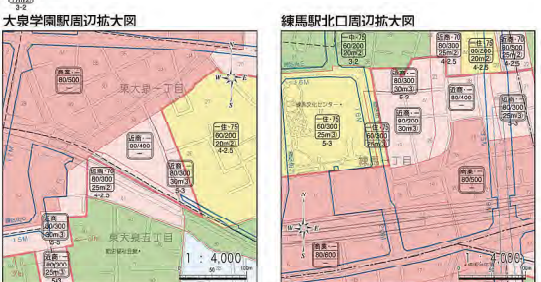
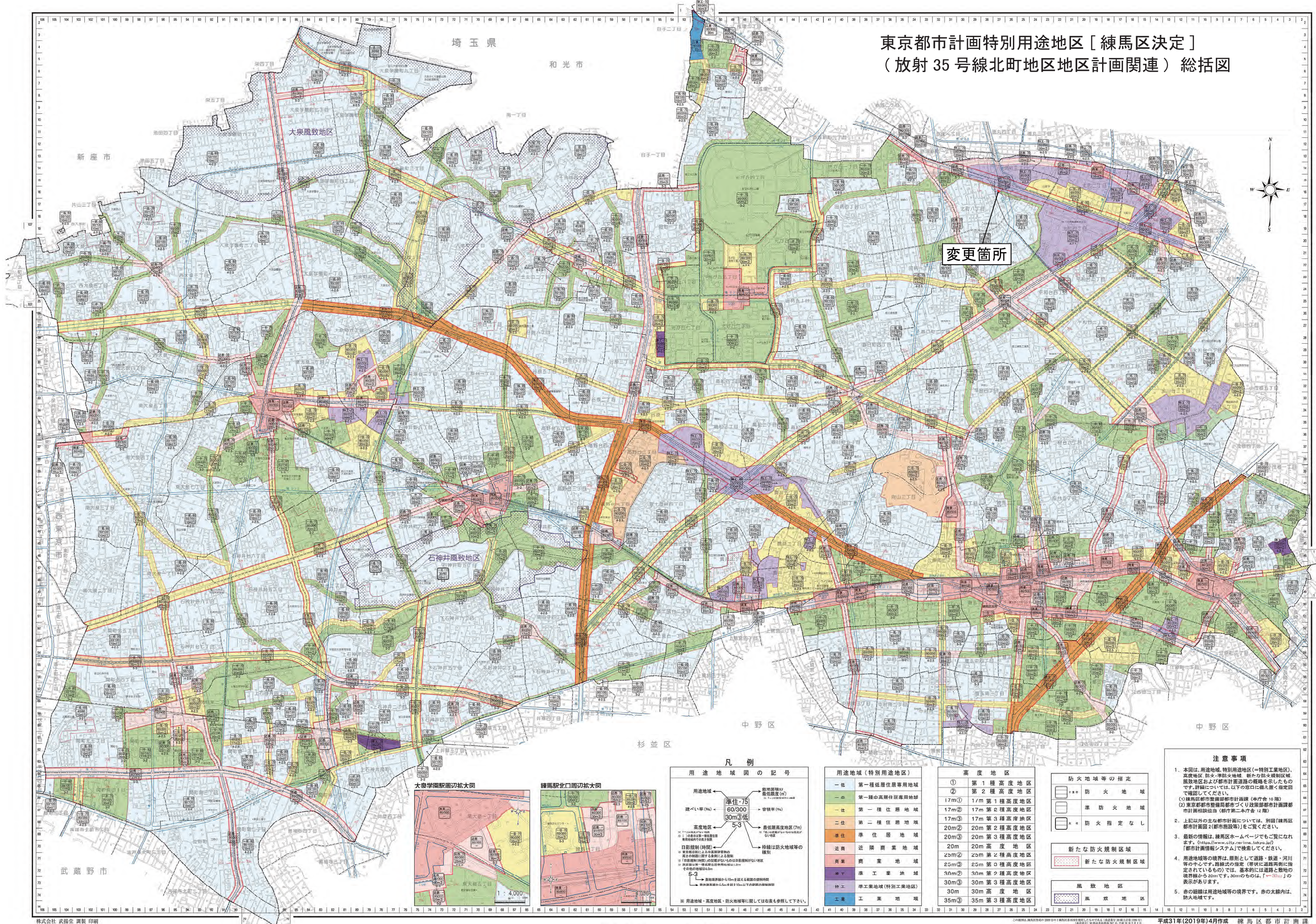


東京都計画特別用途地区〔練馬区決定〕  
 (放射35号線北町地区地区計画関連) 総括図



**凡例**

用途地域図の記号

用途地域 (色) → 容積率 (%)

高度地区 (高さ) → 容積率 (%)

日影規制 (時間) → 特種防火地域等の種類

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては必ず参照して下さい。

**用途地域 (特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
住	第一種住居地域
住二	第二種住居地域
住準	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
特工	工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第2種高度地区
25m②	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第3種高度地区
35m②	35m 第3種高度地区

**防火地域等の指定**

防火地域 (点線)

準防火地域 (点線)

防火指定なし (空白)

**新たな防火規制区域**

新たな防火規制区域 (点線)

**風致地区**

風致地区 (点線)

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご確認ください。
  - 練馬区都市整備局都市計画課(本庁舎10階) (都市計画情報システム)で検索してください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/) (都市計画情報システム)で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。数値の指定(準防火規制等に指定されているもの)では、基本的には道路と数地の境界線から20mです。20mのものは、「F-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の内線は、防火地域です。